

法曹時報 73 卷 6 号 (2021 年) 「ジョブ型雇用」追加判例

p26 脚注 161 追加判例

*安藤運輸事件 (名古屋高判令和 3・1・20 労判 1240 号 5 頁) は、運行管理業務および配車業務から倉庫業務への配転につき、従業員が会社において運行管理者の資格を活かし、運行管理業務や配車業務に従事できるとの期待は合理的なものとして法的保護に値することから、会社は、従業員のこのような期待に対して相応の配慮を求められるところ、本件配転命令は、業務上の必要性がなかったか、仮に必要性があったとしても高いものではなく、かつ、運行管理・配車業務から排除するまでの必要性もない状況の中で、従業員の上記期待利益に大きく反し、その能力・経験を活かすことのできない倉庫業務に漫然と配転し、通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせたものであるから、配転命令権権利の濫用に当たり無効と判断している (同旨、ダイヤモンド電機事件・大阪地判令和 3・5・11 ジャーナル 114 号 22 頁)。近年には、職種限定の合意が労働契約上認められない場合も、専門的能力を発揮して就労してきた労働者を、その能力を発揮できない単純業務に配置換えするなど、労働者の職務・職種保持の利益やキャリア形成の利益を著しく害する配転命令について、配転命令権行使の段階で権利濫用 (労契 3 条 5 項) と評価する裁判例が登場しているが、これに新たな事例を加えるものである。

p28 脚注 163 追加判例

*職種限定の合意がある場合も、解雇回避努力義務として配転の打診・検討を行う義務を肯定した例。

・ユナイテッド・エアーラインズ事件・東京高判令和 3・12・22 労判 1261 号 37 頁: 「使用者は、解雇回避努力の一環として、労働契約上、職種限定契約を締結している労働者に対しては、労働契約上の限定範囲を超えた配置転換その他の提案を行うことが求められるというべきである」と判示。

・奈良学園事件・奈良地判令和 2・7・21 労判 1231 号 56 頁

p 33 脚注 171 追加判例

*ジョブ型中途採用正社員の能力不足解雇を有効と判断した例。

- ・ビジネクスト事件・東京地判令和 2・2・26 労経速 2421 号 31 頁
- ・Zemax Japan 事件・東京地判令和 3・7・8 ジャーナル 116 号 3 頁
- ・欧州連合事件・東京地判令和 4・2・2 労経速 2485 号 23 頁

p39 脚注 180 追加判例

*能力不足・適格性欠如を理由とする試用期間中解雇／試用期間満了時解雇を有効と判断した例。

- ・メディカル・ケア・サービス事件・東京地判令和2・3・27 労経速 2425 号 31 頁——介護事業者に採用された従業員の試用期間中解雇
- ・Coin Best 事件・東京地判令和3・7・19 ジャーナル 117 号 36 頁——内部管理担当部長等の試用期間終了時解雇
- ・日本オラクル事件・東京地判令和3・11・12 労経速 2478 号 18 頁——高額年収で中途採用されたテレコム・イノベーターの試用期間中解雇
- ・柏書房事件・さいたま地判令和4・4・19 労経速 2494 号 24 頁——出版社営業社員の著しい勤務不良を理由とする試用期間満了時解雇
- ・日本コーキ事件・東京地判令和3・10・20 ジャーナル 120 号 34 頁——技術者の能力不足を理由とする試用期間中解雇
- ・リリカラ事件・東京地判令和4・2・22 ジャーナル 125 号 28 頁——部長代理の適格性欠如を理由とする試用期間中解雇
- ・シティグループ証券事件・東京地判令和4・5・17 労経速 2500 号 29 頁——アシスタント・ヴァイス・プレジデントの勤務態度不良・適格性欠如を理由とする試用期間満了時本採用拒否